

建設工事等業務委託に係る最低制限価格制度試行実施要領

平成 23 年 7 月 29 日制定

令和 3 年 3 月 22 日最終改正

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、千葉県が発注する調査、測量、設計等の業務委託（以下、「建設工事等業務委託」という。）に係る入札において、最低制限価格を試行により設ける場合に関し、建設工事等契約事務取扱実施規程（昭和 50 年千葉県訓令第 8 号）第 12 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務等)

第 2 条 建設工事等業務委託（予定価格 1 千万円以上の建設工事等業務委託を除く。）に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第 3 条 最低制限価格は、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格算出の基礎となったそれぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1 円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額）に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額とし、入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額とする。）から 1 万円未満を切り捨てたものに 100 分の 110 を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知（公募型の指名競争入札にあっては、その公表）を行う入札について適用する。

(経過措置)

3 補償関係コンサルタント業務であって、施行日において、現に入札の準備に着手しているものについては、この要領の規定にかかわらず、建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令（平成 23 年千葉県訓令第 26 号）による改正前の建設工事等契約事務取扱実施規程の規定の例によることができる。

(適用対象工事等の特例)

4 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に伴う災害復旧事業の建設工事等

業務委託に係る入札における第2条の規定の適用については、平成24年3月31日までの間に入札公告及び指名通知を行う入札に限り、同条中「1千万円」とあるのは、「2千万円」とする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の48を乗じて得た額 の合計額	100分の80	100分の60
建築関係の建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ・諸経費に100分の60を乗じて得た額 の合計額	100分の80	100分の60
測量業務	・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費に100分の48を乗じて得た額 の合計額	100分の82	100分の60
地質調査業務	・直接調査費の額 ・間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ・解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 ・諸経費に100分の48を乗じて得た額 の合計額	100分の85	3分の2
補償関係コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の45を乗じて得た額 の合計額	100分の80	100分の60